

利根町告示第 3 0 号

平成 1 9 年第 2 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 6 月 5 日

利根町長 井 原 正 光

1 . 招 集 の 日 平成 1 9 年 6 月 8 日

2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

平成19年第2回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	6 . 8	金	本会議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	6 . 9	土	休 会	議案調査	
3	6 . 10	日	休 会	議案調査	
4	6 . 11	月	本会議	一般質問（5人）	午前10時
5	6 . 12	火	本会議	一般質問（4人）	午前10時
6	6 . 13	水	本会議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成19年第2回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成19年6月8日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之
書記	清水敬子

1 . 会議録署名議員

西 村 重 之
白 旗 修

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成19年6月8日(金曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号 平成18年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第4 報告第2号 平成18年度利根町国民健康保険特別会計繰越明許費について
- 日程第5 報告第3号 平成18年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第6 報告第4号 平成18年度利根町介護保険特別会計繰越明許費について
- 日程第7 議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 議案第34号 平成18年度利根町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第10 議案第35号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第36号 利根町保健福祉センター条例
- 日程第12 議案第37号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第38号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第40号 利根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第41号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第42号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 休会の件

1 . 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の件
- 日程第 3 報告第 1 号
- 日程第 4 報告第 2 号
- 日程第 5 報告第 3 号
- 日程第 6 報告第 4 号
- 日程第 7 議案第 32 号
- 日程第 8 議案第 33 号
- 日程第 9 議案第 34 号
- 日程第 10 議案第 35 号
- 日程第 11 議案第 36 号
- 日程第 12 議案第 37 号
- 日程第 13 議案第 38 号
- 日程第 14 議案第 39 号
- 日程第 15 議案第 40 号
- 日程第 16 議案第 41 号
- 日程第 17 議案第 42 号
- 日程第 18 休会の件

午前 10 時 00 分開会

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名です。定足数に達していますので、平成 19 年第 2 回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成 19 年 2 月分から 4 月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 今期定例会に、町長から報告 4 件、専決処分 3 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 5 件、補正予算 2 件、計 15 件の議案が提出されましたので、報告いたします。

報告第 1 号 平成 18 年度利根町一般会計繰越明許費について

報告第 2 号 平成 18 年度利根町国民健康保険特別会計繰越明許費について

- 報告第3号 平成18年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
報告第4号 平成18年度利根町介護保険特別会計繰越明許費について
議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議案第34号 平成18年度利根町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
議案第35号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第36号 利根町保健福祉センター条例
議案第37号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第38号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第40号 利根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第41号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第1号）
議案第42号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）

以上で、報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 報告は終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

3番 西村重之君及び

4番 白旗修君

を指名いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの6日間にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月13日までの6日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程のとおり行いたいと思えます。ご協力のほどお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 平成19年第2回利根町議会定例会の開会に当たり、提出議案の総括説明に先立ちまして、今年度取り組んでまいります主な事業の進捗状況など、町政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、去る4月30日発生した早尾台第一公園付近の建物火災は、懸命な消火活動にもかかわらず、火元となった倉庫1棟と隣接する民家2棟が全焼したほか、半焼が1棟、部分焼が2棟、ぼやが3棟という大惨事となりました。幸いにもけが人等は出ませんでした。大切なものを一瞬のうちに失われた罹災者の方々のご心痛を拝察し、謹んでお見舞いを申し上げます。

また、激しい煙火の中、懸命の初期消火に当たられた地域住民の方々と、全力で消火活動に努められた利根町消防団、広域消防の消防隊の皆様、それに区域を超えて応援に来てくださった龍ヶ崎市北方地区の消防団の皆様方には、心より感謝の意を表すものでございます。

このたびの火災を教訓に、今後は、さらに消防体制の強化を図り、町民が安全で安心して生活できるまちづくりに努めてまいり所存でございます。

次に、栄橋布川陸橋拡幅工事ではありますが、4月16日から工事に伴う交通規制が行われ、千葉県側から来る車両等は迂回をいただいているところでございます。この交通規制に関しましては、竜ヶ崎土木事務所や取手警察署、また関係機関と連携し、できる限りの対策をとっているところであります。交通規制の期間も長期にわたる関係から、今後、必要な対策を講じる必要が出てきた場合には、その対策を茨城県や関係機関にお願いをしてみたいと考えております。町民の皆様方には、大変なご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、町民長年の悲願でありました第2の栄橋である若草大橋が、昨年4月開通して1年余り経過をいたしました。1年が経過した本年4月の通行台数は2万5,802台で、1日平均約860台と伺っております。通行台数は、若干ではありますが伸びている状況にあります。この若草大橋を含む県道美浦栄線バイパスは、千葉茨城道路として本町はもとより茨城県にとりましても重要な路線であり、県土の発展と活力ある地域づくりに大きく寄与するものと考えております。

このようなことから、本町ほか10市町村で構成する霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会の中でも、この県道美浦栄線バイパス線の整備促進の陳情を行っているところでございます。引き続き、関係市町村と一丸となって早期実現に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、児童クラブと放課後こども教室についてでございます。

5月5日に発表されました茨城県内の子供、14歳以下の数は41万5,555人で、県内総人口に占める割合は14%と過去最低を更新し、少子化の進行が改めて浮き彫りになりました。本町は、残念ながら人口に占める子供の割合が県内で一番低いという結果になりました。

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した町の行動計画によりまして、子供を産み育てやすい環境の整備に努めているところでありますが、その一つである放課後児童対策において、既に行っている布川小学校、文小学校、文間小学校に続いて、本年4月から新たに太子堂小学校でも開設し、保護者が働きに出て不在の児童の健全な育成に力を入れているところでございます。

また、新規事業として、小学校1年生から6年生までの子供たちを、放課後などに小学校の余裕教室を活用して、地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ、文化活動などを実施して、子供たちが地域社会の中で心豊かにはぐくまれる環境づくりを推進するため、文小学校をモデル校に放課後こども教室を本年10月実施予定で、その準備を今進めているところでございます。

引き続き、町民の皆様からさまざまなご意見、ご提案等をいただきながら、さらなる子供を産み育てやすい環境の整備、充実に努めてまいります。

学校教育におきましては、以前から国際語である英語に対する意欲を高めるための語学教育に力を入れているところでありますが、今年度は、小学校におけるさらなる語学教育の充実を図るため、語学指導助手ALT1名の報酬を今回の補正予算に計上したところでございます。これで、語学教育は、語学指導助手2名体制で小中学校をカバーしてまいります。

次に、小学校の統合についてですが、平成20年度に布川小学校と太子堂小学校が、また、文間小学校と東文間小学校がそれぞれ統合されます。現在、教育委員会において、この小学校の統合に向けた準備を進めているところでございます。準備に当たりましては、学校の統合に伴う諸問題を検討し、統合を円滑に推進するため、保護者、学校、教育委員会の代表により設置いたしました統合小学校準備委員会の第1回の会合を5月24日に開催したとの報告を受けております。この準備委員会においては、今後、校歌、校章、校旗等について、また、新たな通学路の指定の問題、スクールバスのルートの問題等について話し合いを行っていくとのことであり、町といたしましても、小学校の統合がスムーズに行えるよう、教育委員会と連携して万全な体制をとってまいります。

次に、保健センターと福祉センターの統合であります。介護予防や生活習慣病予防、障害者福祉を一体的に進めるため、両施設を統合して、サービスの拠点を1カ所に集め、よりきめ細かなサービスの提供を図ってまいりたいと考えております。今期定例会にその条例を提案してございますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、コミュニティバスについてであります。高齢者や自動車など運転できない町民

の方にとりましては、公共交通機関はなくてはならない移動手段でございます。このようなことから、コミュニティバスは公共交通の空白地域に公共交通を確保するという目的で運行するものであります。実施に当たりしては、できるだけ少ない経費で効率的に運行ができるよう努めて、進めていきたいと考えております。

次に、第4次総合振興計画の一部見直しと3期基本計画の策定であります。第4次総合振興計画では、人口フレームが現時点ではずれが生じておりますので、今後の人口推計を見ながら見直しを行ってまいります。

また、総合振興計画に基づき、具体的な施策を盛り込んだ第2期基本計画が今年度で最終となりますので、次期計画といたしまして、20年度を初年度とし、5カ年間の第3期基本計画の策定を今年度行ってまいります。この計画策定に先立ちまして、町内在住の満16歳以上の方2,000人を対象にまちづくり意識調査を行いまして、現在はそのアンケートの回収段階に入っております。

また、町民の皆様方にも参画していただきまして、部門ごとに専門部会を組織して、その中でいろいろなご提言等もいただく予定でございます。

このように、まちづくり意識調査や専門部会の中で、多くの方からご意見、ご提言を拝聴しながら計画の策定を進めてまいります。

最後に、市町村に合併についてありますが、町民の皆様が強く望んでおられます龍ヶ崎市との合併を早期に道筋をつけて、町民の皆様のご負担にこたえていきたいと考えております。今後出されます茨城県市町村合併推進審議会の枠組み等を見きわめながら、龍ヶ崎市との話し合いを進めてまいります。行政、住民、そして議会がともに同じ方向を向き、ともに力を合わせながら、龍ヶ崎市との早期合併に全身全霊を傾注してまいり所存でございますので、引き続き議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が4件、専決処分による報告が3件、条例制定が1件、条例改正が5件、補正予算が2件の合計15件のご審議をお願いする次第であります。

報告第1号は平成18年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第2号は平成18年度利根町国民健康保険特別会計繰越明許費について、報告第3号は平成18年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、報告第4号は平成18年度利根町介護保険特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第32号は利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第33号は利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第34号は平成18年度利根町一般会計補正予算(第5号)の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第35号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例で、選挙事務にかかわる執行経費の基準が改正されたことに伴い、選挙にかかわる町非常勤特別職の報酬を改正したいので、提案するものであります。

議案第36号は、利根町保健福祉センター条例で、元気高齢者づくりや介護予防、障害者の自立支援のための事業を一元化し、推進するため、福祉センターと保健センターを統合したいので、条例を制定するものであります。

議案第37号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、学校教育法の改正を受け、名称を改正するものであります。

議案第38号は、利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、国民健康保険法の一部改正により一部負担金の内容を改めたいので、提案するものであります。

議案第39号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、地方税法及び地方税法施行令の一部改正により賦課限度額を改めたいので、提案するものであります。

議案第40号は、利根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例で、集積所に出された資源物の所有権が町にあることを明確にし、第三者が資源物を持ち去る行為を規制したいため、改正するものであります。

議案第41号は、平成19年度利根町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ299万5,000円を追加し、総額を50億121万7,000円とするものであります。歳入は基金繰入金で、歳出の主なものは教育費の語学指導事業費であります。

議案第42号は、平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を150万円追加し、総額を3億8,561万5,000円とするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明いたしました。詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、報告第1号 平成18年度利根町一般会計繰越明許費についてから日程第6、報告第4号 平成18年度利根町介護保険特別会計繰越明許費についての4件の報告を求めます。

まず、報告第1号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、報告第1号 平成18年度利根町一般会計繰越明許費につきまして補足してご説明申し上げます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名が利根中学校用地測量委託でございます。これは、旧利根中学校敷地内の法定外公共物の測量及び登記のために委託したものでございますが、境界の立ち会いにおきまして隣接地権者の同意が年度内に得られなかったこと

から、178万5,000円を繰越明許費としたものでございます。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名が後期高齢者医療広域連合設立準備事業でございます。これは、75歳以上の後期高齢者につきまして、新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月に創設されることに伴いまして、制度準備のための補助が平成18年度補正予算としまして国におきまして決定されております。そして、その具体的な準備といたしまして、広域連合に対する住民情報提供及び保険料徴収システムの開発を行い、制度導入に対応するため措置を行うものでございますが、年度内に終了することができないことから157万5,000円を繰越明許費としたものでございます。

議長（岩佐康三君） 次に、報告第2号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、報告第2号 平成18年度利根町国民健康保険特別会計繰越明許費について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

款1 総務費、項1 総務管理費の後期高齢者医療制度国民健康保険電算システム改修事業であります。3月の議会でも承認されております繰越明許であります。平成20年度から新たに施行される高齢者医療制度関連のシステム関連経費でありまして、保険料徴収システムの開発及び医療制度改革に伴う市町村国保保険者システム改修に係る関係経費を、平成19年度に160万7,000円を全額繰り越しするものであります。

議長（岩佐康三君） 次に、報告第3号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、報告第3号 平成18年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費につきまして補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

款1 下水道費、項1 下水道費、これは茨城県が行います霞ヶ浦常南流域下水道の利根町が支払います建設負担金でございます。3月議会の補正予算でご承認いただきました繰越明許費でございます。平成18年度の負担金総額は45万8,000円でございます。このうち、年度内に建設事業が完了できなかった分といたしまして9万3,000円を平成19年度に繰り越しとしたものでございます。

議長（岩佐康三君） 次に、報告第4号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、報告第4号 平成18年度利根町介護保険特別会計繰越明許費について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、事業名が介護保険事務処理システムプログラム修正業務委託事業でございます。これは、医療保険制度改正に伴うシステム改修分でございます、3 月議会の補正予算でご承認いただきました繰越明許費でございます。平成18年度におきまして84万 1,000円の事業費を予定いたしました、介護保険事務処理システム自体の変更に加えまして、国保連合会審査支払いシステムなど他の関連システムとの連携調整が必要であり、年度内に完成できなかった分といたしまして17万 9,000円を平成19年度に繰り越しとしたものでございます。

議長（岩佐康三君） 以上で、報告第 1 号から報告第 4 号の説明が終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第 7、議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第 8、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についての 2 件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第 7、議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第 8、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についての 2 件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第32号及び議案第33号について、税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） それでは、議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして補足してご説明いたします。

今回の改正につきましては、さきの地方税法等の改正を受けまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、去る 3 月30日付をもちまして専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料に基づきましてご説明をいたします。

まず、1 ページでございます。

左側の現行欄の第 2 条用語、第 1 号の改正でございますけれども、「町吏員」を「町職員」に改正するものでございます。これにつきましては、さきの地方自治法の改正に伴います市町村吏員の廃止によるものでございます。

続きまして、第23条町民税の納税義務者等、第 1 項の改正につきましては、新信託法の制定に伴いまして法人課税信託の引き受けを行う個人を法人税割の納税義務者とするための改正でございます、新たに、第 5 号としまして追加規定を整備したものでございます。

次の 2 ページをお願いいたします。

同じく、第 2 項及び第 3 項の改正につきましては、条文中の用語の整理あるいは統一を

図ったものでございます。

続きまして、第31条均等割の税額、第2項の改正でございます。この改正につきましては、表で規定してございます法人等の区分中の法律公布番号「昭和40年法律第34号」を削除するものでございまして、これは引用する法律番号を新たに追加いたしました第23条の第5号で規定することに伴いましての条文の整備を図ったものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第95号たばこ税の税率の改正でございます。この改正につきましては、現在、地方税法の附則に規定されているたばこ税の特例税率 1,000本につき 3,064円を廃止しまして、地方税法の本則で規定してございます税率 3,298円に改めるものでございます。これにつきましては、これまで定率減税の関係から附則で規定してございます 3,298円を運用してきたわけでございますけれども、これを本則の中で規定することに改正したものでございます。

次に、附則の改正でございます。10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正でございます。この改正につきましては、平成19年1月1日に存在していた住宅で、65歳以上の高齢者、要介護、要支援認定者及び障害者が居住する住宅、これは戸建て住宅及び分譲マンション等についてでございますけれども、これらにつきましては平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を実施した家屋に対しまして、その工事を実施した翌年度分のみ、100平米を限度に固定資産税を3分の1減額する措置としまして、その申告内容を新たに第6項として追加規定したものでございます。

続きまして、5ページ、第11条の3、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の改正でございます。これは、鉄軌道用地における固定資産税の評価方法の改正に伴う特例措置を定めたものでございます。

なお、当町内、利根町内におきましては、駅舎あるいは線路といった鉄道にかかわる施設がないことから、この規定については適用がございません。

で、その内容でございますけれども、鉄軌道用地の地積、面積を、運送の用に利用する部分と運送以外の用に利用する部分の面積で案分しまして、運送の用に利用する部分につきましては、隣接する土地の価格の3分の1の価格としまして、また運送以外の用に利用する部分につきましては付近の土地の評価を基準にそれぞれ評価を行いまして、両方合算の上、価格を求めるとしたことに改正したものでございます。

第1項の改正につきましては、その平成19年度分の固定資産税の課税標準につきましては、平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格と規定したものでございます。

また、次のページになりますけれども、第2項につきましては、平成20年度分の固定資産税の課税標準でございまして、これにつきましては、原則どおり平成19年度分の固定資

産税の課税標準の基礎となった価格を据え置くと規定したものでございます。

続きまして、16条の2たばこ税の税率の特例、第1項の改正につきましては、先ほど本則の95条の改正で説明したとおりでございます。

また、地方税法附則に規定されている特例税率を廃止したことから、地方税法の本則税率とする改正に伴う条文の整理でございます。これによりまして、第1項を廃止しまして、第2項及び第3項を第1項、第2項にそれぞれに繰り上げる改正を行うものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

17条の2優良住宅の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第3項の改正につきましては、「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改めるもので、これにつきましては引用する租税特別措置法の条文が移動したことに伴いましての改正でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

19条の2特定管理株式が価値を失った場合の株式等にかかわる譲渡所得等の課税の特例、第1項の改正につきましては、「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に規定する有価証券先物取引に改めるもので、これは引用する法律名称が「証券取引法」から「金融証券取引法」に改正されたことに伴いましての改正でございます。

次に、第19条の3上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例、第1項の改正でございます。この改正につきましては、「平成20年度」を「平成21年度」に改めるものでございます。これは、上場株式等の譲渡益に係る住民税の軽減税率を現行の5%から3%に軽減するものでございまして、この特例の適用期限を平成20年12月31日まで1年間延長すると改正を定めたものでございます。

続きまして、9ページ、第20条特定中小会社が発行した株式にかかわる譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、第7条の改正につきましては、「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改めるものでございます。これは、特定中小会社が発行した株式にかかわる譲渡所得等の2分の1の課税の特例の適用期限を、平成21年3月31日まで2年間延長するという改正を定めたものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

20条の5保険料に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございます。この改正につきましては、租税条約実施特例法の改正に伴うものでございまして、第1項は、個人住民税において社会保険料控除の対象となる保険料につきましては、これまで国内の社会保険制度に支払った保険料に限られていたわけでございますが、国内居住者が条約相手国の国内社会保障制度に対して支払った保険料につきましても、地方税法に規定する社会保険料控除の対象とすることとした追加規定でございます。

また、第2項につきましては、町民税の申告にかかわる準用規定でございまして、社会保険料控除の適用を受けようとする場合の申告書の提出を3月15日までに町長に提出しなければならないとした読みかえ規定でございまして。

続きまして、11ページ、附則の改正でございましてけれども、第1条におきまして、この条例の施行日を平成19年4月1日から施行するとしたものでございまして。

第1号の附則第17条の2第3項の改正規定につきましては平成20年4月1日から、また、第2号の本則23条及び第31条第2項の改正規定は信託法の施行の日から、また第3号の附則第19条の2第1項の改正規定につきましては、証券取引法の一部を改正する法律の施行日からとするものでございまして。

また、第2条の附則第20条の5第1項に規定する社会保険料控除にかかわる経過措置につきましては、平成19年4月1日以後に支払う、または控除される保険料について適用するものでございまして。

また、第3条の固定資産税に関する経過措置としまして、この新条例に規定されている固定資産税につきましては、平成19年4月1日以後の年度分について適用するとするものでございまして。

続きまして、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして補足してご説明いたします。

この条例につきましても、ただいまの税条例と同様、地方税法の改正を受けまして専決処分を行ったものでございまして。

それでは、同じく参考資料をごらんになっていただきたいと思います。

まず、1ページの第2条納税義務者、第2項中から「第32項まで、第34項、第37項、又は第38項」を、改正後としまして「第31項、第33項、第36項、又は第37項」に改正するものでございまして、これはこの条例で本条で引用する地方税法に規定する課税標準の特例関係にかかわる条項が移動したことに伴う改正でございまして。

続きまして、裏の2ページをお開きください。

附則の改正でございまして、第12項中、「第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項、又は第58項」を、改正後としまして「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項、又は第55項」に、「第38項」を「第37項」に改める改正でございまして、こちらにつきましても地方税法で規定する課税標準の特例関係にかかわる条項が移動したことに伴う改正でございまして。

次に、附則でございましてけれども、第1項でこの条例の施行日を平成19年4月1日から施行するとしたものでございまして。

また、第2項の経過措置といたしまして、改正後の規定につきましては平成19年度以後

の年度分について適用するもので、平成18年度までの都市計画税につきましてはなお従前の例によるとしたものでございます。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

まず、議案第32号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第33号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 続きまして、日程第9、議案第34号 平成18年度利根町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第34号 平成18年度利根町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきまして補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして3月30日に専決処分をしたものでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費で、款2総務費、項1総務管理費、事業名利根中学校用地測量委託につきましては、先ほど報告第1号で申し上げたとおりでございます。

次に、第3表地方債の補正でございます。利根町公民館改修事業でございます。内容につきましては、公民館の空調用の中央熱源装置更新工事でございます。限度額を4,520万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、そこに記載のとおりでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳入についてご説明申し上げます。

款2地方譲与税から款9地方交付税までは、平成18年度の交付額の決定によるものでございます。

款2地方譲与税、目1所得譲与税で265万円を増額するものでございます。前年度と比較しますと98.1%、6,572万円の増額になってございます。これは、三位一体改革の税源移譲によりまして交付されているものでございます。

次に、目1自動車重量譲与税で223万1,000円を減額するものでございます。前年に比較しますと、121万2,000円の減額となっております。

次に、地方道路譲与税で186万2,000円を減額するものでございます。前年に比較しますと、83万5,000円の減額となっております。

続きまして、款3利子割交付金は100万円の増額でございます。前年と比較いたしますと37.1%、531万円の減額となっております。

続いて、款4配当割交付金としましては、481万3,000円を増額するものでございます。前年度と比較いたしますと、57.9%、396万8,000円の増額となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金としましては、317万4,000円を増額するものでございます。前年度と比較いたしますと27.5%、272万2,000円の減額となっております。

続きまして、款6地方消費税交付金は、589万7,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと5.7%、679万8,000円の増額となっております。

次に、款7自動車取得税交付金としましては、232万3,000円を減額するものでございます。前年度と比較いたしますと、19万1,000円の減額となっております。

次に、款9地方交付税でございますが、2,427万8,000円を増額するものでございま

す。これは、普通交付税で国税の増額による追加交付があったことによるものと、特別交付税の決定に伴い増額をするものでございます。ちなみに、地方交付税といたしましては、平成18年度は15億 842万 4,000円で、前年度と比較いたしますと 8.6%、1億 4,282万 3,000円の減となったものでございます。

続きまして、款17繰入金、目7利根町農業経営基盤強化基金繰入金の 358万 4,000円及び目8茨城県利根町浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金27万 7,000円の減額につきましては、それぞれの事業費が確定したことによりまして戻し入れをするものでございます。

目9利根町公共公益施設整備事業基金繰入金の 4,520万円の減額につきましては、次の款20、目5教育債で起債が認められたため戻し入れをするものでございます。

款20町債につきましては、教育債でございまして、4,520万円を増額するものでございます。これは、先ほども第3表の地方債の補正で申し上げましたが、利根町公民館の改修事業費、事業債として借り入れをしたものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

歳出でございますが、款5農林水産業費、項5農地費で 358万 4,000円を減額するものでございます。これは、利根東部湛水防除事業、中田切地区かんがい排水事業及び利根北部地区基盤整備事業のそれぞれの事業費が確定したことにより減額となったものでございます。

次に、款7土木費、目2道路維持費で27万 7,000円を減額するものでございます。これは、利根浄化センター周辺生活環境整備工事の道路整備などの事業費が確定したことによるものでございます。

次のページで、款9教育費、目2公民館費につきましては、地方債の借り入れが決定したことから財源内訳の変更をしたものでございます。

次に、款11諸支出金、目1財政調整基金費は、3,539万 6,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正につきまして余剰額が生じたために、財政調整を行うため財政調整基金に積み立てをするものでございます。平成18年3月30日現在の財政調整基金につきましては、7億 7,395万円の残高となっております。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 平成18年度利根町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第10、議案第35号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第35号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして、選挙事務にかかわる執行経費の基準が改正されたことに伴いまして、選挙にかかわる町非常勤特別職の報酬を改正したいので、提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明したいと思います。

左側が現行で、右側が改正案となります。

別表第1の投票所の投票管理者、「日額1万2,700円」、下線の部分です。これを、「1万2,600円」と改正案の方で改正するものでございます。

次に、期日前投票所の投票管理者、日額「1万1,200円」を「1万1,100円」に。開票管理者、1回の開票管理につき「1万700円」を「1万600円」に。選挙長、日額「1万700円」、ただし選挙会事務にあっては1回につき「1万700円」とあるものを、それぞれ「1万600円」に改めるものでございます。投票所の投票立会人、日額「1万800円」を「1万700円」に。ただし、投票立ち会い従事時間6時間未満の者にあっては、「5,400円」を「5,350円」に改正するものでございます。

裏面の方をお願いいたします。

期日前投票所の投票立会人、日額「9,600円」を「9,500円」に。ただし、開票立ち会い従事時間6時間未満の者にとっては、「4,800円」を「4,750円」に。開票立会人、1回の開票立ち会いにつき「8,900円」を「8,800円」に。選挙立会人、1回の選挙立ち会いにつき「8,900円」を「8,800円」に、それぞれ国の基準に合わせて改正するものでございます。

また、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 投票所の投票立会人のことについてお伺いしたいと思います。

金額ではなく、投票所の立会人。ただし投票立ち会い従事時間が6時間未満の者にとっては5,350円、このようになっていますが、私の知っている範囲、7時から8時までですか、同じ方がいるものと思っておりましたが、これ途中で帰ることができるのか。以上です。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 途中で投票立会人が変更できるのかということでございますが、これは身体的な都合とか、途中でぐあい悪くなったりとかした場合には、途中で帰ることができます。

議長（岩佐康三君） 13番若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 今、総務課長の答弁、途中で帰ることができる、そのような答弁でございますが、といいますのは、立会人の人数というのは決まっているものかなと私は思っているんですね。ですから、そうしますと、人間ですから途中で体調のぐあいが悪い、そのときには帰らなくちゃいけないと思うんですが、その場合の補給というんですか、それは前もって結局人を用意してあるのか、また用意していない場合はそのまま欠員でやるのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 投票立会人が変更になる場合、途中で、先ほど言われたような病気等でいなくなった場合は、投票名簿ですか、選挙人名簿に載っている方の中から、投票管理者、各投票所に置いておりますが、管理者が指名をして承諾を得られれば変更ができるということでございます。

議長（岩佐康三君） 13番若泉昌寿君。

13番(若泉昌寿君) ちょっと私、納得できない。要するに、立会人の方、1人の方が途中でどうしても退席しなけりゃいけないという場合、選挙管理者が……ちょっとわからないですね、意味がちょっとわからないんですよ。私、先ほど聞きましたのは、要するに立会人の方というのは人数決まっていると思うんですよ、その投票所、投票所において。その方が、1人の方が要するに急病とか何かでどうしても退席しなけりゃいけない。そのときには、前もって予備の立会人の方が既に決まっているのか。決まっていれば、その方交代すればいいわけですからね。ですから、そういうことを私聞いている。ちょっと今の、もう一度、説明お願いできますか。

議長(岩佐康三君) 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) 事前に投票立会人の補充が決まっているかということでございますが、それは決まっておられません。それで、実際に投票立会人が中座したときにかわれるのは、かわってやるのは、そこにいる、投票所にいる職員になろうかと思えます。

13番(若泉昌寿君) 職員。

総務課長(福田 茂君) はい。

それから、そこで足りない部分は、選管の方の職員がそれを補ったりとかするようになります。

議長(岩佐康三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐康三君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(岩佐康三君) 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐康三君) 日程第11、議案第36号 利根町保健福祉センター条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第36号 利根町保健福祉センター条例につきまして補足してご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、だれもが住みなれた地域で自立した生活が長く送れるよう元気高齢者づくり及び介護予防、障害者の自立支援のための事業を一元化し、推進するため、福祉センターと保健センターを統合したいので、提案するものでございます。

利根町保健福祉センター条例を、次のように定める。

設置。第1条、町民の健康の増進と福祉の向上を図るため、保健福祉の総合的な拠点施設として、利根町保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

ここでは、保健福祉センターの設置目的について定めてございます。現在、町におきましては、福祉センター及び保健センターにおきまして町民の健康の増進と福祉の向上を図るため、さまざまな事業の展開をしております。しかしながら、保健福祉サービスにおける行政が担うべき業務は、介護保険や障害者自立支援法の導入がされてはいるものの、今後ますます高齢者が増加するのに伴い、生涯にわたり元気で暮らせるような事業を積極的に展開する必要がありまして、業務はますますふえてきます。

そこで、今後は、特に町民の皆様が住みなれた地域で自立した生活が長く送れるよう、今まで以上に元気高齢者づくり事業及び介護予防事業、障害者の自立支援のための事業を積極的に推進する体制を構築する必要があります。このことが、ひいては医療費の削減を図るとともに、介護保険や障害者自立支援法のサービスをできるだけ利用せず、自立した生活を送ることが可能となります。

そこで、厳しい財政状況等を踏まえますと、保健師等専門職の新たな採用は難しく、現在の限られた人材でサービスを提供していかなければならないため、保健センター及び福祉センターの組織を統合し、健康づくりや介護予防事業及び健康相談指導や健康教室などについて効率的な効果的な事業の展開を図り、サービスを一元的に提供できる体制を構築する必要があります。

また、現在、福祉センターで行っているデイサービス事業につきましては、町内及び近隣市町において民間事業所が数多く事業を展開しており、町が事業主としてこのサービスを行わなくても十分にサービスが提供できるようになっておるのが現状でございます。そういったことから、デイサービス事業を廃止し、町が真に取り組みなければならない自立支援事業及び介護予防事業への人材の活用を図ってまいります。

そうしたことにより、行政が行わなければならない保健福祉サービスの低下を招かず、今後、真に取り組みなければならない自立支援や介護予防事業を積極的に推進することが可能となります。

ここで、福祉センター及び保健センターでの類似事業等につきまして、若干、例を申し上げます。

例えば運動事業でございますが、福祉センターにおきましてはシルバーリハビリ体操を実施しております。また、保健センターにおきましては、フリフリグッパ運動等を実施しております。こういったことから、今後につきましては、両事業の特性を生かし、個々に合った運動の推進していくということでございます。

また、特定高齢者施策につきましては、福祉センターにおきましては介護予防教室、保健センターにおきましては健診等によります対象者の選定等を行っております。今後につきましては、対象者の選定から事業実施まで一元的に施策を行うことによりまして、事業を効果的に行うことができます。

また、デイサービスの看護師、介護員を配置し、さらなるサービスの充実をしていくというようなことでございます。

また、訪問指導につきましては、福祉センターにおきましては、保健福祉サービスの支援の必要な高齢者の方を中心に現在訪問を実施しております。また、保健センターにおきましては、生活習慣病、精神障害者、母子関係の方を中心に訪問を実施しております。今後につきましては、保健師が対象者個々に対応するのではなく、その家族に対応することにより総合的に対応できるようにしていくということでございます。

こういったことによりまして、現在、対象者によりサービスをおのこの施設において提供しておりますが、施設を一つにすることによりまして、何らかの保健福祉サービスが必要とする方に両施設で提供していたサービスを、その方に今まで以上に適切に提供することが可能となります。

また、デイサービス事業の廃止によりまして、ますます町が関与していかなければならない介護予防対策事業につきましては、現在、デイサービスに携わっております看護師や介護員の活用が可能となり、介護予防事業の拡大、充実をしていくということでございます。

続きまして、名称及び設置。第2条でございます。センターの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、利根町保健福祉センター。位置、利根町大字下曾根 221番地 1。

ここでは、保健福祉センターの名称及び位置について定めてございます。名称につきましては、保健と福祉サービスを一元的に提供するための施設であるため、保健福祉センターといたします。位置につきましては、適切にサービスを提供できる施設規模あるいは交通の利便性を考慮し、現在の福祉センターといたします。

続いて、業務。第3条、センターは、次に掲げる事業を行う。

第1号、健康保持・増進に関すること。

第2号、介護予防及び生活支援事業に関すること。

第3号、健康診査及び感染症予防に関すること。

第4号、健康教育及び健康の相談並びに福祉の相談等に関すること。

第5号、機能訓練に関すること。

第6号、全各号に掲げる事業のほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

に関すること。

この第3条につきましては、今後、保健福祉センターにおいて行う業務について定めております。

なお、業務すべてを羅列するということは、業務が多いため困難であることから、特に住民に直接かかわると思われる業務を記述してございます。

各号につきましては、細部につきましてご説明いたします。

まず、第1号の健康保持・増進に関することでございますが、高齢者に対し、運動集会や物忘れ講座を行うとともに、町民全体に対し栄養改善推進を図るなど、健康の保持・増進に努めていきます。また、あわせて趣味、懇親などさまざまな交流の場の創出を図り、生きがいづくりや引きこもり予防の事業を行います。現在の実施状況、この事業についての実施でございますが、例を挙げますと、地区運動集会、フリグリ体操あるいは高齢者栄養講座、また福祉センターにおきましては、おふろの提供、趣味講座等を実施しております。

次に、第2号でございますが、介護予防及び生活支援事業に関すること。これは、高齢者が要介護状態にならないよう、また障害者が自立した生活が少しでも長く送れるような教室等の開催を行います。ということで、特定高齢者に対する元気アップ教室、あるいは軽度の認知症の方に対する音楽クラブ、ゆうゆうクラブ等の実施をしてございます。

次に、第3号の健康診査及び感染症予防に関することでございますが、乳幼児の健全育成及び町民全体の疾病の早期発見、早期治療により、健康の維持を図ります。また、乳幼児、児童及び高齢者に対し各種予防接種を行い、感染症の予防対策の強化を図ります。ということで、現在、乳幼児健診あるいは住民健診、それから乳幼児、学童の定期予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種といった事業を実施してございます。

次に、第4号の健康教育及び健康の相談並びに福祉の相談等に関することでございますが、町民が生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、疾病、栄養の改善及び保健福祉サービスなどについてさまざまな教室の開催や相談、指導を行っていきます。例を挙げますと、現在、訪問指導でございますが、福祉センターにおける訪問指導あるいは介護者の集い等を実施しております。また、保健センターにおきましては乳幼児相談、妊産婦訪問及び新生児訪問、あるいは精神保健相談等を実施してございます。

次に、第5号、機能訓練に関することでございますが、虚弱な高齢者や障害者の方に、理学療法、作業療法などにより残存機能の補充を図りながら自立した生活が送れるようサービスの提供をいたします。ということで、例を挙げますと、機能回復訓練、理学療法あるいはレクリエーションクラブ、これは作業療法ですが、こういったことを福祉センターで実施しております。また、がちゃがちゃ隊、ピカソクラブといったリハビリ目的の事業も実施してございます。

第6号でございますが、全各号に掲げる事業のほか、センターの設置目的を達成するた

めに必要な事業に関することですが、第1号から第5号に該当しない事業で、保健福祉事業を行っている団体との連携強化や団体の育成など、住民と行政が協働で事業を推進すること等の事業となります。例を申し上げますと、いきいきヘルス体操等の普及でございます。また、献血事業、それから糖尿病患者の生活習慣の改善、こういった事業でございます。

続きまして、浴室の利用料でございます。第4条でございますが、浴室の利用料は次のとおりとする。ただし、龍ヶ崎市に居住する者の利用料は、町内居住者と同額とする。町内居住者、1回につき100円。町外居住者、1回につき500円。第4条では、浴室の利用料について定めてございます。この利用料につきましては、現在の福祉センターにおいて条例で定めている利用料金と同額となっております。

次に、委任。第5条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということで、この条例の施行に関し必要な詳細事項につきましては、規則において定めるということですが、参考資料といたしまして、利根町保健福祉センター条例施行規則案でございますが、添付してございます。この施行規則では、開館時間あるいは休館日あるいは入館の制限等を定めてございます。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、第1項、この条例は平成20年4月1日から施行する。平成20年度からの施行を考えてございます。

利根町福祉センター設置及び管理条例等の廃止。第2項で、次の各号に掲げる条例は廃止するというところで、第1号、利根町福祉センター設置及び管理条例（昭和62年利根町条例第4号）、第2号といたしまして、利根町保健センター設置及び管理に関する条例（昭和57年利根町条例第11号）につきましては廃止ということでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号 利根町保健福祉センター条例は、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第12、議案第37号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例から日程第15、議案第40号 利根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第12、議案第37号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例から日程第15、議案第40号 利根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第37号から議案第40号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第37号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、医療福祉対策実施要綱の一部についても改められたことに伴い、改正するものであります。

それでは、お手元にあります新旧対照表においてご説明したいと思います。

下線部分につきましては、改正箇所でございます。

まず、第2条第5項第5号は、重度心身障害者等の規定であります。ウの中の現行「第4項」を、改正案といたしまして「第5項」に改めるものであります。これは、知的障害者の更生援護に関する相談所の規定でありまして、相談所の規定が知的障害者福祉法第9条第5項に変更されたことに伴い、改正するものであります。

次のページ、お願いいたします。

別表第1の第3項でありますけれども、これは学校教育法第1条の規定する現行では「盲学校、聾学校及び養護学校」を、改正案といたしまして「特別支援学校」に改めるものであります。これは、学校教育法第1条に規定してあります学校名が改正されたことに伴い、改名するものであります。

続きまして、附則でございますけれども、最初に戻っていただきまして、施行期日といたしましては、第1項、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものであります。

また、第2項で、適用区分といたしまして、この条例の適用日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものであります。

続きまして、議案第38号についてご説明申し上げます。

利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましても、提案理由、めくっていただきたいと思っておりますけれども、ありますとおり、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、利根町国民健康保険条例に規定する一部負担金の内容を改めるため、改正するものであります。

改正内容といたしましては、保険給付費の一部負担金に関する条項で、被保険者の医療

費の給付に係る一部負担金の改正でありまして、2割負担割合を3歳未満から6歳未満まで年齢を引き上げ、乳幼児の患者負担軽減措置を拡大するものであります。また、70歳以上の負担割合を、1割負担から2割負担に引き上げるものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

第5条の一部負担金でありまして、第1項第1号の改正は、現行では「3歳に達する日に属する月の翌月以後」であって、70歳に達する日の属する月以前である場合は3分の1となっておりました。これは、3歳以上から70歳未満までの負担は3歳であると規定してありましたが、改正案では、「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改めまして、6歳以上から70歳未満に改めるものであります。これは、少子高齢化を考慮いたしまして、3歳以上から6歳以上まで年齢を引き上げ、乳幼児の患者負担の軽減を図るものであります。

続きまして、第2号でございますけれども、3歳に達する日に属する月以前である場合は10分の2でありまして、3歳未満までは2割負担でありましたが、改正では、6歳に達する日以後の最初の3月31日に改正し、6歳未満まで2割負担に改めるものであります。これは、3歳未満から義務教育就学前の6歳未満まで年齢を引き上げ、2割負担軽減を拡大するものであります。

続きまして、第3号では、70歳に達する日の属する月の翌月以後にある場合は10分の1でありまして、これは70歳以上は1割負担でありましたが、改正によりまして10分の2に改正し、70歳以上は2割負担に引き上げるものであります。

なお、75歳以上につきましては、現行どおり1割負担となっております。

理由といたしましては、高齢者の医療費が年々伸びていることから、国保事業の適正かつ安定な運営を確保するため改正するものであります。

続きまして、附則についてご説明申し上げます。最初の条例に戻っていただきたいと思っております。施行期日といたしまして、第1項は、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

また、適用区分といたしまして、第2項は、この条例の施行日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例によるものであります。

続きまして、議案第39号についてご説明申し上げます。

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますとおり、地方税法及び地方税施行令の一部が改正され、平成19年4月から施行されることに伴い、利根町国民健康保険税条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を、現行の53万円から56万円へ3万円引き上げるものであります。賦課限度額を超える対象者の割合が多くなったため、見直しするものであります。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

第2条課税額でありまして、第2項の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を、現行の53万円から56万円に引き上げるものであります。

続きまして、次のページ……失礼しました、その下ですね。13条でございますけれども、国民健康保険税の減額の改正につきましても、同様の減額して算定した保険税の限度額を現行の53万円を56万円に引き上げるものであります。

附則でございますけれども、施行期日といたしまして、第1項は、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものであります。

また、第2項の適用区分といたしまして、この条例の適用日前の国民健康保険税につきましても、なお従前の例によるものであります。

続きまして、議案第40号 利根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、集積所から資源物を無断で持ち去る事例が発生していることから、本町においても住民の方より出された貴重な財産である資源物の有効活用を図るため、所有権を明確にして、町や町委託業者以外の第三者が資源物を持ち去る行為を規制するための改正であります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

第5条の責務の次ですけれども、第2項の2、これは資源物の所有権でありまして、「町指定の資源回収所に出された資源の所有権は、利根町に帰属する。この場合において、町長が指定するもの以外のものは、当該資源を収集または運搬してはならない」、この1条を追加するものであります。資源物の所有権が町に有することを明確にするものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

まず、議案第37号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 私は、議案38号の利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての反対の討論を行います。

条例の第5条第1項1号及び2号については……。

〔「今、質疑じゃないのか」と呼ぶ者あり〕

2番（高木博文君） 反対の討論。

議長（岩佐康三君） 討論です。

2番（高木博文君） 討論ですよ。いいんですよ。

議長（岩佐康三君） はい。討論です。

2番（高木博文君） については、少子化対策を反映したもので、賛成できるものでありますけれども、3号については、70歳以上の被保険者の窓口負担を1割から2割に引き上げるものであり、近年、住民税等の高齢者に対する負担が増加しているもとで、さらにそれに追い打ちをかけるものであることから、反対いたします。以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 済みません。もう1回、起立、ちゃんときちっと立ってください。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 1点、お伺いしたいと思います。

保険税改正によりまして、最高限度額53万円から56万円ということですが、この改正に伴いまして、53万円は今までどのくらいおりましたか。それに伴い、今度56万円、最高限度額なりまして、その人数ですか、どのくらいになるのか、その件だけお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、若泉議員の質問にお答え申し上げます。

53万円の世帯、これは前年度でございますけれども、108世帯が限度額の53万円の世帯でありました。

この改正によりまして、56万円に上がる世帯が90世帯を見込んでおります。これは、前年度のデータによりまして算定してございます。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号に対する質疑を行います。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） この資源物というものは何を指すのかをお教えいただきたい。

それから、もし粗大ごみのようなものが入るとすれば、これは集積所の近くの人たちがお互いに話し合っ、出てきた粗大ごみをもらっていく場合があるんですね。そういうようなことに対する何か、条例上に何か表現がないとちょっと厳しい感じ、かえって資源のむだになる場合があるんじゃないかと思っておりますので、その辺のことをお聞きしたいと思

ます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、白旗議員の質問にお答え申し上げます。

資源物の定義ですけれども、各町民の方に、各世帯に「ごみと資源の出し方」という資料を出しております、その中に、資源物といひまして12品目あるということでございます。特に、雑誌とか雑紙ですね。段ボール、衣類、ペットボトル、食用の白色トレイ、空き缶、新聞、紙パック、あとは瓶の4種類というのが資源物でございます。

あと、持ち去るとというのが、きっと粗大ごみ等だと思っておりますけれども、それについては該当しておりません、あくまでも資源物について定義してございます。

議長（岩佐康三君） 10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） 1点だけ質疑いたしますが、資源物を持ち去った場合ですね、この場合の罰則規定はあるかどうか、その点お伺いします。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

この条例の中では、罰則規定は設けてございません。ただ、提案理由にもご説明しましたとおり、貴重な資源物を住民の方が出していただきますので、私どもとしましても、ここで所有権を規定しまして、持ち去らないように意思表示をするということです。それにつきましては、取手警察署の方でも協議してまいりまして、協力していただけると。ですので、巡回等をやります、違反を取り締まっていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） よろしいですか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 利根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決され

ました。

議長（岩佐康三君） 日程第16、議案第41号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第1号）及び日程第17、議案第42号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第16、議案第41号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第1号）及び日程第17、議案第42号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第41号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第41号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足してご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、款17繰入金、目1 財政調整基金繰入金で 299万 5,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源として繰り入れをするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございますが、款1 議会費、目1 議会費で21万 7,000円を増額するものでございます。これは、議会議員用の防災服を購入する経費を計上したものでございます。

続きまして、款3 民生費、目1 社会福祉総務費で、総務費につきましては予算の組み替えでございます。これは、障害者自立支援法第77条の規定に基づく市町村が行います地域生活支援事業で、当初は、龍ヶ崎市地域活動支援センターに町から業務を委託して事業を行うということで経費を計上してございましたが、協議の結果、龍ヶ崎市に対しまして龍ヶ崎市地域活動支援センター運営費を負担することになったことから組み替えをするものでございます。

次に、款8 消防費、目2 非常備消防費で21万 5,000円を減額するものでございます。当初の見込みより、新入団員の入団が少なかったことによるものでございます。

続きまして、款9 教育費、目1 語学指導事業費でございます。299万 3,000円を増額するものでございます。これは、小学校の英語教育活動で、英語科としては設置はございませんが、先駆けまして小学校の英語教育活動の充実を行うため、英語指導助手1名を配置する経費を計上したものでございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第42号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） 議案第42号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

2ページをお開きください。

目3 総係費、節分担金負担金を150万円増額するものでございます。これは、茨城県南水道企業団と利根町水道事業との統合に関する検討調査業務委託費の利根町分の負担金でございます。

これにつきましては、ことし1月に県南水道企業団及び構成団体の取手市、龍ヶ崎市、牛久市に、利根町が作成しました統合を要望する内容の資料を提出しております。その資料をもとに、県南水道企業団と3市で構成されております経営検討委員会におきまして検討された結果、利根町の資料をもとに県南水道企業団が利根町水道事業を統合する場合の施設の整備、また経営について利根町とともに検討調査するとのことで決まっております。それを受けまして、県南水道企業団と利根町の双方が2分の1の負担で業務を委託することに伴いました負担金でございます。

この資料の内容結果次第で、ある程度統合に対する方向性が決まるのかなと思っております。

また、関係者の皆様方の協力により、やっとのことでここまできたというような思いでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第1号）及び議案第42号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第18、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月9日から6月10日まで2日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月9日から6月10日までの2日間は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、6月11日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後零時13分散会